

茨城工業高等専門学校広報室規則

〔 令和3年1月13日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校教員組織規則第58条第2項の規定に基づき、茨城工業高等専門学校広報室（以下「広報室」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、教育、学術、地域貢献、国際貢献及び学生活動における成果を発信する責任部署として、校長直轄の広報室を置く。

(業務)

第3条 広報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の学術的成果、課外活動、各種コンテスト及び地域ボランティア活動等における活躍の効果的な情報発信に関すること。
- (2) 教職員の学生に対する教育・指導、学術的成果、地域貢献活動、国際交流活動における活躍の効果的な情報発信に関すること。
- (3) 入学生の質の確保のため、入試情報等の効果的な情報発信に関すること。
- (4) 卒業生を初めとする本校の関係者との良好なネットワーク形成と維持に関すること。
- (5) 本校が関係する危機の合理的な情報管理に関すること。
- (6) その他、本校の諸活動の合理的かつ効率的な情報発信に関すること。

(組織)

第4条 広報室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 広報室長
- (3) 副広報室長
- (4) 広報室員

2 前項第2号から第4号の者は、校長が指名する者をもって充てる。

3 校長は、広報室の業務を総括する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号から第4号に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で指名された者の任期の終期は、当該年度の末日とする。

(委員会等)

第6条 本校の委員会等において、対外的な影響を有すると判断する情報発信については、事前に広報室の了承を得なければならない。

(事務)

第7条 広報室の事務は、総務課及び学生課において処理する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。